

南種子町農業委員会平成 25 年 11 月総会議事録

1 . 開催日時 平成 25 年 11 月 18 日 (月) 午前 9 時 30 分から午前 10 時 40 分

2 . 開催場所 研修センター 1 階東側会議室

3 . 出席委員

会長	8 番	戸石	助美			
会長職務代理者	10 番	石堂	かよ子			
委員	1 番	小脇	登	2 番	中峯	哲義
	3 番	中里	安男	4 番	寺田	誠
	5 番	小山	重和	6 番	小脇	又男
	7 番	西田	暁	9 番	高田	照美
	11 番	古市	道則	12 番	西園	和良

4 . 欠席委員

5 . 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 18 年度
第 6 号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度
第 27 号農用地利用集積計画に対する意見決定について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について

議案第 6 号 農地流動化奨励金申請について

議案第 7 号 南種子町農業委員会規定の一部改正について

6 . 農業委員会事務局職員

事務局長 羽生 幸一

農地振興係長 河野 彰子

農地振興係 河野 裕太

事務局 それでは本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第 6 条により成立していることを報告いたします。

議長 ただいまから、第 28 回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 2 番、中峯哲義委員。3 番、中里 安男委員を指名します。

議長 日程第 2、諸般の報告。局長が行います。

事務局 それでは資料にもとづいて、諸般の報告をいたします。10 月 21 日、第 3 回大久保集落農地組合運営委員会、大久保集落公民館で開催され、係長、農地相談員が出席しております。内容については、将来ビジョン作成・農地マップ作成についてであります。10 月 23 日、南種子町農地流動化調整会議、研修センターのほうで開催され、局長、係長が出席しております。内容については、農地賃借に係る斡旋調整についてであります。10 月 28 日、小平山集落農地管理組合第 4 回運営委員会、小平山公民館で開催されております。係長、農地相談員が出席しております。内容につきましては、組合員名簿の見直し結果・農地相談状況についてであります。10 月 29 日、平成 25 年度熊毛地区農業者年金協議会熊毛支部研修会、15 時から鹿児島市で開催され、会長、局長(年金担当)が出席しております。10 月 30 日・31 日にかけて、県農業者年金協議会視察研修会、熊本県山都町のほうで開催され、山都町農業委員会の農業者年金加入推進の取り組み状況についてであります。11 月 2 日・3 日、平成 25 年度南種子町ふるさと祭が開催され、2 日は体育館のほうで、農業委員会関係についての展示をしたところであり、3 日につきましては、8 時 30 分から町体育館前広場、各農業委員、職員ということで、お祭り広場の郷土料理無料配布をしたところであり、11 月 4 日、県下農業委員会事務局長・農地関係担当者等会議が鹿児島市で開催され、局長が出席しております。内容につきましては、平成 26 年度農業委員会関係予算概算要求と組織対応について、農地基本台帳の整備強化と農業委員会活動の推進についてであります。11 月 7 日、新規認定農業者認定式、9 時から町長室で開催され、会長、局長が出席しております。認定者につきましては下中の A さん、長谷の B さんであります。11 月 11 日、現地調査、9 時から町内で開催され、出席者につきましては、会長、西園農地部長、農地部員、小脇又男、中峯・高田・石堂・西田・中里委員、事務局であります。内容につきましては、農地法 3 条・5 条・農地転用・非農地・奨励金、現況確認・定例月の農地パトロールとなっております。11 月 12 日、第 60 回熊毛地区植樹祭が 10 時 30 分から、中種子町太陽の里で開催され、会長、局長が出席しております。植栽樹種につきましては、ギョボクとクヌギを植栽したところであり、11 月 13 日、南種子町農業再生協議会監査、9 時から研修センターで開催され、会長が出席しております。11 月 14 日から 15 日にかけて、南種子町農業委員会の研修会、南九州市・鹿児島市で開催され、農業委員、事務局が出席しております。内容につきましては、南九州市農業委員会 相続未登記農地の取り組みについて、県地域振興公社 農地保有合理化事業、米山事務所 相

続未登記農地の取り組み方について、を研修したところであります。11月15日、『農の雇用事業』現地調査、9時から町内で開催され、事務局で対応しております。内容につきましては、県農業会議黒木主事が現地調査に際して、研修生のCさん、Dさんの現地確認をされたところであります。以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による平成18年度第6号農用地利用集積計画の一部変更に対する意見決定について、を議題にします。事務局より議案第1号の説明をお願いします。河野係長。

事務局 それでは議案第1号について説明いたします。議案第1号は農用地利用集積計画の一部変更、賃貸借権8件について承認を求めるものでございます。資料2ページをお開きください。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の一部変更について内容を説明】

個別の資料については、7ページから14ページに添付してありますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上、承認を求めます。説明を終わります。

議長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。
(「はい。」の声あり)

議長 はい。西園委員。

12番委員 はい。このEさんとの合意解約の内容で和村山の地番で、台帳は山林、現況も山林ということは、ここに出てくるのは...と思いますので、ここは畑ではないでしょうか。

議長 はい。事務局。

事務局 えー、現況が畑になっております。資料の訂正をお願いします。申し訳ありませんでした。資料の合意解約書ですが、7ページのほうになります。ただ今、西園委員からありましたが、現況については山林となっておりますが、畑の訂正をお願いいたします。

議長 はい。よろしいですか、西園委員。

12番委員 はい。

議長 他にありませんか。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。

9番委員 今回のこの案件で、資料2ページのEさんの公告日は平成18年11月1日となっておりますけれども、3ページの公告年月日は平成18年10月30日となっております。これは鑑の11月1日が30日に変わるんじゃないですか。

議長 事務局、分かりますか。

事務局 すみません。ただ今、高田委員から指摘のあったとおり、3 ページのほうにつきましては、平成 18 年 11 月 1 日が正であります。資料の訂正をお願いします。

議長 他にありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第 1 号については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第 4、議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 27 号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題にします。なお、整理番号 11 番・12 番については、小脇登委員が参与の制限に該当します。まず、整理番号 11 番・12 番のみを議題とします。小脇登委員が農業委員会法第 24 条、議事参与の制限に該当することになりますので、小脇登委員の退場を求めます。

(小脇登委員、退場)

議長 えー訂正いたします。株式会社 は小脇登委員には関係ないので、小脇登委員の入場を認めた上で進行をしていきたいと思えます。

(小脇登委員、入場)

議長 議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 25 年度第 27 号農用地利用集積計画に対する意見決定について、を議題にします。事務局より、1 番から 15 番までの説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 2 号について説明いたします。議案第 2 号は農用地利用集積計画の承認について、平成 25 年 11 月 29 日を公告日とする農用地利用集積計画 賃貸借権 15 件を定めたいので承認を求めるものです。

【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

個別の資料については、22 ページから 47 ページに字図を添付しておりますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第 3 条第 3 項の各要件と満たしていると考えます。以上、2 号議案について承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。説明を終わります。

議長 事務局より議案第 2 号、1 番から 15 番までの説明が終わりました。これから質疑に入ります。

(「はい。」の声あり)

議長 はい。小脇又男委員。

6 番委員 17 ページの、この公告年月日は、土日は関係ないわけ。

議長 事務局。

事務局 公告日は土日が関係することで、11月29日、金曜日に設定しております。

6番委員 いや1件、30日があるから。

事務局 すみません。真ん中の11月30日については、11月29日の訂正でお願いいたします。

6番委員 はい、えっと、もう1点ですね。ちょっとこれは借りる人に要望か何か出来るわけですかね。農業委員として。その借りたままの田んぼのくりを払わなかったり、非常に周囲に迷惑を掛ける方がおるわけですね。もう2年も3年も払わなくて、隣接地の人も相当苦労をしていると、水も無くてですね。脇の何枚か払っているんですけども、そういう人を信用して迷惑を掛けないように指導をしてください。これは農政課がするわけですかね。

議長 事務局。

事務局 はい。農地関係の指導関係については、各農業委員が指導をしているということが1つ、それと事務局については、事務局の中で境界関係、農地の状況について苦情があった場合には、事務局のほうでも対応していくという流れになっていますので、ここは感情的にならないような感じで、そこは適正な指導、農地を農地として利用していく。皆さんの共有する部分、用水関係、排水関係等については、担当地区の農業委員と職員と、必要あれば農地部長、後は会長という形で指導をしていくということになりますので、先ず、気づいた方がそれとなく指導をしていって、事務局のほうに報告してもらえば対応したいと思います。以上です。基本は農業委員会です。

6番委員 先ず、これを受け付ける前にそういう指導をせんといかんということやね。本人は手が出るのか出ないのかははっきり、今の条件なら出ないのが本当なのかという感じを受けますので是非、検討を。

事務局 えー今の意見については、その人は農地を有効的に活用できるかと、という判断をするのが農業委員会の判断になっていきます。能力がない場合に対して、農地を貸していけば先々はその状況で、農地が荒れていくということも想定されますので、まあ今後、審議のほうについては考えながら、判断をしてまいりたいと思います。

議長 18条の参考説明を読んでください。

6番委員 はい、ありがとうございました。いいです。

議長 よろしいですか。小脇委員。

6番委員 はい。

議長 他にありませんか。

議長 異議がないようですので、議案第2号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第2号1番から15番までについては、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題にします。譲渡人・F譲受人・G 外5件を議題とします。議案第3号の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 48ページをお願いします。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転が6件になります。

【議案第3号、整理番号1番から6番を議案書をもとに朗読】

字図は56ページから添付をしています。これらの件につきましては、50ページからの別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番、石堂委員。

10番委員 整理番号1番のGさんの件についてですけれども、譲受人は中種子で現在、本人も農業をやっています。けれども、田んぼは茎永なものですから、耕作は本人はしないということで、現在はHさんが借りているんですけれども、そのままHさんに貸すちゅう条件で、Fさんは年齢は若いんですけれども、農業を全然やっていなくて、ややもすると競売に掛けられるんじゃないかという思案になりまして、Fさんとしては先祖代々のものを他人に渡すことはむなししいというところで、所有権をGさんに変更ということでございます。先祖代々の土地を守ると、農地を守るという点では非常にいいことではないかと思しますのでよろしく願いいたします。

議長 整理番号2番、西田委員。

7番委員 はい、2番目の譲受人がI君です。譲渡人がJ君。この方は、Kさんの息子さんでございます。中種子で一応、自営業をやっているみたいですが、図面を見て分かるように、田んぼが平山の郵便局の先の直線になる訳です。それは今まで小作をさせておった訳ですが、今回Jさんのほうも年をとって倒れたみたいで、リハビリを大いにやっているということです。仲裁を受けて売買したいということがありまして、Iさんのほうに来たもんですから、一応Iさんのほうも67歳という年齢で止めたほうがということでしたが、一応息子さんが役場のほうに、L君という方がおりますので、この方が親に買ってもらうということやから買いましたということです。田んぼの2筆ですが、50万円というところであったみたいです。自作のほうも9反という少なか訳です。えーと、他人のを作って1町歩くらいですが、機械関係もあるということで、息子さんも購入したらいいんじゃないかということで、協議のほうよろしく願いいたします。以上。

議長 整理番号3番、小山委員。

5 番委員 はい。11 月 11 日 現地調査立ち会いでしたが、私の所用で現場に行けなくて皆さんにご迷惑掛けました。で、11 月 9 日と本日の 11 月 18 日、朝早くですね。M くん、そして N さんと畑も見てきました。ご存じのとおり M 君と、それから N さんとは、甥っこと伯父さんの関係で、お父さんの O さん・83 歳とは従兄弟になります。N さんはもう 87 歳で、現在高齢で 1 人生活をしています。子供も大阪にいるけど、頼りにならんと息子も死んじゃ、後はもう墓も見てもらいたいということで、元気な M 君、これにですね。けな一ぶらあの墓もみてもらいたいということで、所有権移転を無償でですね。やっております。またあの M 君は今カライモ、さとうきびを作付けして 1 町 2 反くらいですね。適正に耕作も放棄されずに、草も取っていますので、大変問題はないと思いますので、検討ご審議を願います。以上でございます。

議 長 整理番号 4 番・5 番、寺田委員。

4 番委員 はい。4 番・5 番の案件につきましては、関連がありますので、まとめて報告していきます。先ず 4 番の P さんの土地ですけれども、交換する土地については、周辺に自分で作っている茶畑が連なっておりますので、土地は Q と交換によって、土地を集積して作業の合理化なりを図っていくということで双方合意の上で交換をしております。以上でございます。

議 長 整理番号 6 番、西園和良委員。

12 番委員 はい。それでは 6 番を説明いたします。譲渡人の R さんは島間田尾の出身ですが、種子島の親も亡くなっておりますので、種子島の土地は全部手放すということでの売買ということですので。これで農地自体は完全にゼロということになりますので、よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 懇談に入ります。

議 長 懇談を解きます。

議 長 他にないですか。

(「異議ありません。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 3 号については、原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号については、原案どおり決定いたします。議案第 3 号については、決定いたしました。

議 長 日程第 6、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、譲渡人・P、譲受人・有限会社 S、外 2 件を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。63 ページをお願いします。今月の農地法第 5 条の許可申請は 3 件あります。

【議案第4号、議案書をもとに朗読】

添付書は76ページから79ページまでを添付しています。以上です。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

4番委員 　　本件の土地ですけれども、68ページに図面がありますけれども、これはTさんとPと分かれておりますけれども、これは全てPさんの土地でございます。そこに大体1反5畝あるんですけれども、そこに長さ10メートル、幅5メートルのパネルを砂利を敷いて9セット設置するという形でありまして、まあ、ほぼ面積全部使うような形になろうかと思えます。その周辺に網を張ったり、それからパネルとパネルの間に空間をおかなくてはいけないということで、この面積が必要だというような説明を受けております。また、設置場所については、先ほど説明がありましたように、周辺には住宅が密集している状態ですので、その土地を取り囲むような形で住宅が並んでおります。ですので、その畑と接続する農地もありませんので、第2種農地と思えます。他の土地も検討したということでございますけれども、山なり、他の所も名義の変更が不可能な土地があったり、第1種農地であるためにここしかないという形で、本件のこの土地が太陽パネル設置の可能な場所として、いいのではないかと思いますので、ご検討をお願いいたします。

議長 　　整理番号2番、古市委員。

11番委員 　　整理番号2番。譲受人のUさん、これは譲渡人のVさんの孫に当たりまして、孫は上中の借家に住んでいるんですけど、もう子供も大きくなって、狭くなったということで。それからあの、この集落は　　という集落なので、戸数が5・6軒しかない。　　校区でも1番小さな集落です。ここにこうして住民が増えるということは、非常に良いことだと推しているんですけど、皆さんもよろしくご協力をお願いします。それとあの、土地が　　 m^2 となっておりますけど、これは必要面積である　　 m^2 としたあとの土地が　　 m^2 が周りに残って、使い道もないし農地として要をなさないため、分筆をしない形で名義変更も一緒にということなので、よろしくをお願いします。

議長 　　3番については、私のほうより説明をいたします。

8番委員 　　W君は　　の出身でありまして、今　　のほうで暮らしているようですけれども、地元に戻って親の傍で生活したいということで、今度この土地を求めて、住宅を造りたいということです。1種農地ではありますけれども、集落の隣家が3軒以上ということでの許可要件に入っております。そういうことで私達の集落も30戸以上ばっかいあったんですけれども、今

は小学生、中学生、高校生もいなくなりまして、今 11 戸ぐらいしかありません。そういうことで若者が帰ってくることにについては非常に嬉しいことと思っていますから、ご審議方よろしくお願いします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 はい、小山委員。

5 番委員 W 君というのは何をしている人ですか。

8 番委員 に勤めておりますが、管理者の小山委員が知らなかったということは、非常に残念に思っております。今、本所のほうにおけるんじゃないかと思っております。

5 番委員 申し訳ありません。

議 長 はい、他にないですか。

6 番委員 69 ページですが、土地の所在、 字 とあります。これは です。修正をお願いします。

事 務 局 はい。

議 長 事務局、よろしいですか。

事 務 局 はい。すみませんでした。

議 長 他にないですか。

(「ないです。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 4 号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案のとおり決定いたします。議案第 4 号については全員賛成ですので、原案どおり許可相当とし、県農業会議に諮問することといたします。

議 長 日程第 7、議案第 5 号 農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明について、申請人・X 外 2 件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事 務 局 はい。80 ページをお願いします。農地法第 2 条の規定にある農地でない旨の証明、非農地証明について説明をします。

【議案書にもとづいて、農地法第 2 条について内容を説明】

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番、3 番、西田委員。

7 番委員 事務局から大変いい説明でございまして、図面を見たらお分かりかと思いますが、説明は要らんとおもいますが、整理番号 1 番の土地ですけれども、X さん、62 歳で昭和 45 年以降から耕作はしていないというところがございます。本人と話をしても、こがんとけえ田んぼがあったかなぐらいで、ま

相当荒れております。学生時代から荒れているような土地でございます。警戒区域内3キロに入るようです。それと次の土地は、前回出た町の土地の隣に当たる所です。大体1畝、2畝ぐらいですが、申請書にもあるように竹山になっております。それと3番目のYさんですが、この方の畑の2畝、Y君は64歳、私と同窓でございます。これも警戒区域内3キロに入る訳でございます。この方も同じくいうように、こがんとけ土地があるのかなとびっくりしたようです。一応、警戒区域にかかっているようです。この3件については、農地としての復旧は不可能だと思いますので、ご審議お願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。これから質疑に入ります。ありませんか。

(「なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第8、議案第6号 農地流動化奨励金交付申請について、申請人・Z、外4件を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。河野主事補。

事務局 はい。議案第6号、農地流動化奨励金交付申請について説明します。申請人はZさん、外4名の計5件です。地積の合計が307アール、交付金の合計が153,500円となっています。現地調査によって耕作を確認しておりますので、問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

議長 担当者の説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「ありません。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第六号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第9、議案第7号 南種子町農業委員会規程の一部改正について、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。議案第7号、南種子町農業委員会規程の一部改正について。南種子町農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。よって、南種子町農業委員会規程七条第1項第13号の規定により、農業委員会の議決を求めるものであります。資料の南種子町農業委員会の規定の一部を改正する規定をここに公布するということで、告示関係資料を載せてあります。南種子町農業委員会規程の一部を次のように改正する規程。南種子町農業委員会規程(平成5年4月1日農業委員会訓令第1号)の一部を次

のように改正する。第3条中毎月20日を毎月15日に改める。この要項は、平成26年2月1日から施行する。次のページの新旧対照表について説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前ということになります。この中の第3条につきましては、農業委員会の会議は、定例総会及び臨時総会とする。第2項の定例総会は、毎月15日に会長が招集するというので、改正前は20日に定例総会を行っておりました。それを15日ということになります。提案理由としましては、前月の全員協議会の折、説明をした内容でありますので、よろしくご審議方お願いいたします。

- 議 長 事務局より説明が終わりました。これから質疑に入ります。
- 議 長 質疑ありませんか。
- 議 長 はい、小山委員。
- 5番委員 それじゃ現地立ち会いちゅうたあ早くないと。忘れちゃいけないから。
- 事務局 はい。前回全員協議会の折り、ここについては内容等説明したところであって、ただ今の質問である現地調査ですが、いま現在10日前後を目安にしております。案件の取りまとめを月末にしておりましたが、これを25日。それで現地調査日を5日前後ということに。5日程度現地調査が早くなるということの計画になります。以上で説明を終わります。
- 5番委員 はい。5日前後ですね。忘れないようにします。
- 議 長 案件の申請は、前の月の25日までということですから、そこら辺を配慮願います。他にないですか。
- 議 長 異議がないようですので、議案第7号については原案どおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので原案どおり決定いたします。議案第7号については原案のとおり決定いたしました。
- 議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全て終了いたしました。ありがとうございました。